

広島県告示第百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県府中市栗柄町、用土町地内		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岡谷二（一〇七八四）	急傾斜地の崩壊	岡谷二（一〇七八四）	急傾斜地の崩壊	岡谷二（一〇七八四）	急傾斜地の崩壊
岡谷二（一〇七八四一）	急傾斜地の崩壊	岡谷二（一〇七八四一）	急傾斜地の崩壊	岡谷二（一〇七八四一）	急傾斜地の崩壊
岡谷二（一〇七八四二）	急傾斜地の崩壊	岡谷二（一〇七八四二）	急傾斜地の崩壊	岡谷二（一〇七八四二）	急傾斜地の崩壊
加谷（五三七六）	急傾斜地の崩壊	加谷（五三七六）	急傾斜地の崩壊	加谷（五三七六）	急傾斜地の崩壊
加谷（五三七六一）	急傾斜地の崩壊	加谷（五三七六一）	急傾斜地の崩壊	加谷（五三七六一）	急傾斜地の崩壊
加谷（五三七六二）	急傾斜地の崩壊	加谷（五三七六二）	急傾斜地の崩壊	加谷（五三七六二）	急傾斜地の崩壊
加谷（五三七六三）	急傾斜地の崩壊	加谷（五三七六三）	急傾斜地の崩壊	加谷（五三七六三）	急傾斜地の崩壊
加谷（五三七六四）	急傾斜地の崩壊	加谷（五三七六四）	急傾斜地の崩壊	加谷（五三七六四）	急傾斜地の崩壊
加谷（五三七六五）	急傾斜地の崩壊	加谷（五三七六五）	急傾斜地の崩壊	加谷（五三七六五）	急傾斜地の崩壊

瀬戸（八三二 六隣c）	土石流	次の図のとおり	
瀬戸（八三二 六隣d）	土石流	次の図のとおり	
瀬戸（八三二 六隣e）	土石流	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。